

ドライバー等人材確保支援事業補助金交付要綱

令和8年3月11日 7交第108号

(趣旨)

第1 この要綱は、県民生活を支える地域交通の担い手を確保するため、バス・タクシー事業者が行う人材確保の取組を支援することを目的として、予算の範囲内において、バスドライバー等人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者（以下「乗合バス事業者」という。）及び同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）をいう。

(補助事業者)

第3 補助事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす交通事業者とする。

- (1) 長野県内に営業所があること。
- (2) 申請日において長野県内を営業区域として運行しており、引き続き事業継続の意思があること。
- (3) 長野県税に未納がないこと。
- (4) 地方公共団体でないこと。
- (5) 次のア又はイを満たすこと。

ア 国土交通省が実施する「運転者職場環境良好度認証制度」において、「一つ星」以上の認証を受けていること。

イ 長野県が実施する「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」において、1つ以上のコースの認証を受けていること。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費及び補助率等)

第4 補助対象経費及び補助率については、別表によるものとする。

- 2 補助金の交付額は、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、ドライバー等人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類(当該書類に記載すべき事項を記録した磁気的記録を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 「運転者職場環境良好度認証制度」又は「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」の認証を受けていることが分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 前2項の書類の提出期限は、知事が別に定める。

- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第10第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(補助金の交付条件)

第6 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - ア 事業の主要な内容の変更

イ 県が補助する経費の増額又は 20 パーセント以上の減額変更

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（事業の遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 補助金の交付決定を受けようとする者は、交付決定前に補助事業に着手できないものとする。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前にドライバー等人材確保支援事業補助金事前着手届（様式第 3 号）により知事に届け出ること。
- (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存すること。

（変更承認申請等）

第 7 第 6 の規定による承認の申請は、次に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - ア ドライバー等人材確保支援事業補助金変更承認申請書（様式第 4 号）
 - イ 補助事業変更計画書（様式第 5 号）
 - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
ドライバー等人材確保支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
ドライバー等人材確保支援事業補助金完了期限延長承認申請書（様式第 7 号）

（申請の取下げ）

第 8 規則第 7 条第 1 項に規定する交付申請の取下げは、ドライバー等人材確保支援事業補助金交付申請取下書（様式第 8 号）を、補助金の交付決定の日から 15 日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第 9 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、ドライバー等人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）によるものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 10 第 5 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 5 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 10 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の属する事業年度の消費税及び地方消費税の申告書の提出後 15 日以内に、同様式により知事に報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 補助事業者が補助事業の完了後、補助金を請求しようとするときは、ドライバー等人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、ドライバー等人材確保支援事業補助金概算払請求書（様式第 12 号）を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 12 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき。
- (3) その他規則及びこの要綱に違反したと認められるとき。

2 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に交付した補助金について補助事業者に対して期限を定めて返還を求めるものとする。

(財産の処分制限等)

第 13 規則第 19 号第 1 項に規定する承認申請は、ドライバー等人材確保支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第 13 号）によるものとする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 知事は、補助事業者が当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、

その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月11日から施行する。

別表（第4関係）

区分	補助対象経費	補助率及び上限額
大型第二種免許 取得支援	乗合バス事業者が負担した大型第二種免許取得支援（受験資格特例講習を含む）に要する経費	補助率：定額 上限額：30万円／人
採用活動経費支援	乗合バス事業者及びタクシー事業者が行う求人広告、就職説明会への出展等の採用活動に要する経費 （従業員の人件費や旅費、各種税金等、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり本事業以外にも使用するもの）を除く）	補助率：1／6以内 上限額：70万円／者